

# 三島市外五ヶ市町箱根山組合職員補職名規則

〔平成 19 年 3 月 28 日〕  
規 則 第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 18 日規則第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、組合の職員の補職名について定めるものとする。

(補職名)

**第 2 条** 職員の補職名は、次のとおりとする。

事務長 事務長補佐 主幹 主任 副主任 主査 主事 主事補

## 附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三島市外五ヶ市町箱根山組合職員職名規則（平成 15 年規則第 1 号）は、廃止する。

## 附 則（令和 3 年規則第 1 号）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。